

浄化槽を設置される方へ

令和4年度浄化槽設置費補助金

佐野市では、専用住宅(延床面積1/2以上を居住の用に供する併用住宅を含む)において、単独処理浄化槽またはくみ取便槽から合併処理浄化槽へ転換(※)する方に、予算の範囲内で補助金を交付します。

※転換:既存の単独処理浄化槽またはくみ取便槽を廃止し、合併処理浄化槽を設置すること

▼対象区域

下水道事業計画区域及び農業集落排水処理対象区域を除く市の区域

▼対象浄化槽

転換により設置された、5～10人槽以下の環境配慮型合併処理浄化槽

※住宅の新設や建替に伴い設置された合併処理浄化槽は補助対象外となります

▼補助額

人槽	金額
5人槽	332,000 円
7人槽	414,000 円
10人槽	548,000 円

▼追加補助

- ①合併処理浄化槽への転換に伴い、既存の単独処理浄化槽またはくみ取便槽の撤去を行う場合は、上記金額に加え、撤去費用(上限 90,000 円)が上乗せされます。
- ②合併処理浄化槽への転換に伴い、宅内配管工事を行う場合は、上記金額に加え、配管工事費 (上限 300,000 円)が上乗せされます。

▼その他

- ・補助金交付申請を希望される方は、浄化槽設置費補助金交付仮申請書を提出してください。抽選を行い、当選された方のみ浄化槽設置費補助金交付申請書を受け付けます。
- ・設置または撤去前に申請してください。(工事着手後の申請は不可)
- ・実績報告書は令和5年2月28日(火)までに必ず提出してください。(期限を過ぎた場合、補助金交付決定を取り消します)
- ・浄化槽を設置すると、浄化槽法で定められている浄化槽の清掃、保守点検及び「第7条検査」「第11条検査」が義務付けられますので、必ず実施してください(法定検査の未受検が判明した場合は、補助金の返還請求を行います)。

お問い合わせ先

佐野市環境政策課 0283-20-3013